

平成 2 0 年度

第 2 回東京都食品安全審議会

日 時：平成 2 1 年 1 月 2 9 日（木）午前 1 0 時～
場 所：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 7

午前10時00分開会

【中村食品監視課長】 定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第2回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の中村でございます。後ほど会長と副会長を選出させていただきますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後初めての会議となります。皆様には、第3期の委員の委嘱をさせていただきます。本来であれば、ここで委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、本日は時間の関係もございますことから、あらかじめ席上に置かせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会の資料や議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

まず、本日の出席状況の確認をさせていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいま御出席の委員は18名で、委員総数21名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

引き続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料の委員名簿、事務局名簿、座席表を参考にさせていただきます。

(委員紹介・事務局紹介)

【中村食品監視課長】 本日は委員の最初の審議会でございますので、まず当審議会について説明させていただきます。

お手元に食品安全条例の抜粋を配付してございます。当審議会の設置根拠は本条例の第26条によります。調査審議する事項として、一、食品安全推進計画に関すること、二、前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項がございます。これに沿いまして、こちらの審議会におきまして、これまで、平成17年度に「都におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について」、また平成19年度には「調理形態の多様化に対応した営業施設の基準の在り方」について、御審議いただいております。

続きまして、議事1に移り、会長の選出をお願いしたいと思います。

東京都食品安全審議会規則の第3条によりまして、本審議会には会長及び副会長を設置することとなっております。また、会長及び副会長は委員が互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

【閑澄委員】 黒川委員を再度会長に御推薦申し上げたいと思っております。また、副会長は会長からの御一任ということでいかがでございますでしょうか。

【中村食品監視課長】 ただいま黒川委員を会長に推薦するとの御発言がございました。また、副会長は会長に一任との御発言がございましたが、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

【中村食品監視課長】 それでは、御異議がなければ黒川委員に会長をお引き受け

いただき、副会長を会長より選出いただきたく存じます。恐れ入ります、黒川会長には会長席にお移りいただきたく思います。

(黒川会長、会長席に着く)

【中村食品監視課長】 それでは、黒川会長から副会長の選出をお願いしたいと思います。

【黒川会長】 引き続きでございますが、丸山委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

【中村食品監視課長】 ただいま黒川会長から、副会長として丸山委員をお願いしたいと選出いただきまして、異議なしのお声をいただきました。丸山委員、副会長席にお移りいただきたく思います。よろしく願いいたします。

(丸山副会長、副会長席に着く)

【中村食品監視課長】 それでは、黒川会長から一言御挨拶いただきたく存じます。

【黒川会長】 財団法人佐々木研究所におります黒川でございます。一言だけ御挨拶申し上げます。私は、かつて20年少々、当時の厚生省国立衛生試験所におりまして、今日論議されるような分野に携わっておりました。そういうことで退官後ここにお呼びいただいたのかと思います。審議会の前の食品衛生調査会、それから当審議会、合わせますと8年ぐらいになるかと思えます。この審議会は、このたび3期目で、また会長を仰せつかり、非常に光栄でございます。皆様御存じのように、食品の安全性の問題は1人1人の非常に重大な関心事でございます。この会の役割はますます重要だと思えます。誠に微力でございますけれども、皆様の御協力を得てこれから務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【中村食品監視課長】 引き続きまして、諮問書の交付を行いたいと思えます。本日は、知事は所用により欠席させていただいております。代わりまして、安藤福祉保健局長から黒川会長に諮問書をお渡しいたします。よろしく願いいたします。

なお、諮問書の写しにつきまして、皆様の席上の資料に配付してございますので、御覧ください。

【安藤福祉保健局長】 東京都食品安全条例第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成21年1月29日

東京都知事 石原慎太郎

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画改定の考え方について

2 諮問の理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、平成17年3月に東京都食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、平成 22 年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画改定の考え方について諮問するものである。

以上でございます。よろしく願いいたします。

(諮問書手交)

【中村食品監視課長】 それでは、諮問に当たりまして安藤福祉保健局長より御挨拶申し上げます。

【安藤福祉保健局長】 改めまして、安藤でございます。ただいま知事に代わりまして諮問を申し上げます。諮問に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

前期に引き続き御就任いただきました皆様、また今回新たに委嘱させていただきました皆様方、御多忙中にも関わりませず、本審議会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。御礼を申し上げます。

先ほど黒川会長からお話がありましたけれども、食品の安全の確保は都民の皆様が安心して生活を送るために欠かせないものでございます。振り返りますと、今日は 1 月 29 日でございます。丁度 1 年前のこの日に、千葉の市川で起こりました餃子の件で東京都に一報が来た日であります。昨年 1 月 7 日の兵庫の事件と合わせて、調査した結果、実は中国の工場が同じだったと判明した日が 1 月 30 日ございました。この例を挙げるまでもなく、あるいはこれに加えて、事故米の不正流通でありますとか、産地偽装など、多くの問題が発生いたしまして、都民の食に対する信頼を大きく失墜させたところであります。この信頼を回復するためには、行政の取組みはもとより、これまで以上に事業者におけますコンプライアンスの向上を図るなど、多くの関係者の迅速な危機管理対応が求められていると思っております。

このようなニーズに対応するため、東京都は来年度予算の中におきましても、食の安全・安心確保の緊急対策を実行することといたしまして、新たに 2 億円の予算を組みまして、食品企業の自主管理の推進や食の安心のための情報提供充実などの取組みを強化することといたしました。また、都政の基本計画であります 10 年後の東京計画の実行プログラムというものがありますけれども、そこにおきましても、食の安全・安心の確保に関することを重点施策の 1 つとして盛り込んだところでございます。

本日の諮問対象であります食品安全推進計画は、これら都の食品安全に関する様々な施策を進める上での根幹となるものでございます。既に第 1 期食品安全推進計画に基づきまして様々な施策を実施してまいりましたが、食の生産から消費に至るまで、各局連携のもと、総合的・効果的な取組みをこれまで以上に強化していくために、ぜひ委員の皆様方の様々なお立場からの御意見をいただきまして、新たな推進計画に関しての御審議をお願いしたいと思っております。

今後とも都の食品安全行政に対しまして、皆様方の御指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 では、以下の進行は黒川会長をお願いしたいと存じます。

【黒川会長】 それでは最初に、今回の諮問の内容と趣旨について、事務局から御説明願います。

【中村食品監視課長】 本審議会で御検討いただく事項は、諮問書にございますよ

うに、東京都食品安全推進計画改定の考え方です。

東京都食品安全条例第7条で、食品安全推進計画について以下の規定を設けております。すなわち、知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品安全推進計画を定めることとされており、計画策定の手続については、都民や事業者の意見反映に必要な措置を講ずること、また本審議会の意見を聞くこととなっております。

現計画につきましては、平成17年3月に5ヵ年の中期計画として策定いたしまして、これまで実行してきているものでございます。

本計画の期間が本年度末に終了いたしますので、平成22年度以降の食品安全推進計画の考え方につきまして御審議いただきたいと考えております。

資料6を御覧ください。後ほどもう一度詳しく御説明いたしますが、左側に現計画の11の戦略的プラン、現在の主立った計画を示してございます。真ん中には、挨拶でも触れましたけれども、例えば餃子の事件などの最近の事件の主な話題についてまとめ示しております。これまでの計画を受けまして、今後の計画改定に向けて新たな要素を取り込むことが重要でございますが、これらにつきまして審議会で御意見いただきたいと考えております。

以上でございます。

【黒川会長】　ここまでのところで何か御質問はございますか。

それでは、食品安全推進計画改定の考え方ということで御検討いただくわけですが、本日は新しい委員の方もたくさんいらっしゃいますので、現在東京都がどのような体制で食品安全確保対策を進めているかということについて、まず御説明願います

【中村食品監視課長】　それでは、資料の順に沿いまして御説明いたします。

資料1を御覧ください。生産から消費に至る各段階において、食品の安全確保に関係する東京都の関係各局の関わり方と主な取組みを簡単に図示したものでございます。各局の話ではありますが、簡単に私から御説明いたします。

最初に環境局でございますが、環境中の化学物質が家畜や農水産物に取り込まれて、それらを原材料とする食品に移行することが考えられますが、これら環境中の有害化学物質の調査などを実施しております。

産業労働局でございますが、生産段階での安全確認ということで、農薬や肥料、飼料、あるいは動物用医薬品の適正使用に関する監視指導を行っております。また、事業者による生産情報の整備ということで、生産履歴が分かるシステム、例えば、いつどのような農薬を使ったといった情報が分かるようなシステムを事業者に求めていく制度を推進しております。広く食育に関する事業も、都庁内では産業労働局が中心となって対応しております。

続きまして、中央卸売市場でございます。食品の流通拠点であります中央卸売市場は、築地をはじめとして毎日大量の食品を取り扱っております。中央卸売市場では、卸売市場の設置者として、市場内の事業者に対する指導を行い、卸売市場を通じて流通する食品の安全確保に取り組んでおるところでございます。

続きまして、生活文化スポーツ局でございます。生活文化スポーツ局では、消費者行政の立場から消費生活条例を所管しております。ここで言います消費生活の中には、

当然、食生活も含まれております。生活文化スポーツ局では、都民からの調査申出制度など消費生活条例の運用を始め、都民に対する様々な情報提供などに取り組んでおります。

最後に、福祉保健局におきましては、食品衛生法に基づき、食品の製造・加工、輸入、販売者等に対する監視指導や、食品や添加物などの安全性に関する調査、また JAS 法に基づく適正表示の監視指導、さらに食品の安全に関する都民、事業者の方との情報交換など、いわゆるリスクコミュニケーションの推進にも取り組んでおります。

このように、東京都庁内の関係各局の取組みは日常の業務の中でお互いに密接に関係しておりまして、関係局相互に情報を共有するとともに、必要に応じて連携を図りながら対応しております。

資料 2 を御覧ください。今申しました庁内連携ですが、食品の安全確保という目的のもと、庁内連携体制といたしまして、食品安全対策推進調整会議を設置しております。この会議は、2 (1) から (4) まで記載した事項をその所掌事務としております。

構成でございますが、3 に記載しております通り、福祉保健局、生活文化スポーツ局、産業労働局、中央卸売市場、環境局の部長級の職員を以って構成しております。

この調整会議のもとに、同じ 5 局の課長級職員を構成メンバーといたします幹事会を設けておりまして、具体的な課題が生じた際には、必要に応じて幹事会の下に部会を置くこととしております。現在のところ、BSE 対策連絡部会を設置しているところでございます。

食品安全につきましては、緊急対応時に全庁的な取り急ぎの対応が求められることがございますが、このような事件の際には緊急連絡会議を開催しております。昨年度は、輸入冷凍餃子の事件を受けまして、また 10 月には輸入冷凍インゲンによる健康被害事例を受けまして、この会議を開催して各局の情報共有化を図ったところでございます。

以上で都の食品安全確保体制につきまして、簡単に御説明いたしました。

【黒川会長】 資料 1、2 の説明が終わりましたけれども、これに関して御質問がありましたら挙手願います。よろしゅうございますか。

それでは続きまして、これも検討の参考となりますが、現在の食品安全推進計画の概要、それからこの計画の進捗状況について、御説明願います。

【佐藤食品安全担当係長】 現在の食品安全推進計画について御説明いたします。資料 3 は、現在の推進計画をお示した図でございます。左側に、生産から消費に至る食品安全施策の基本プランとした 50 施策を示しております。これらは、食品安全条例の基本理念に基づきまして、事業者責任による食品の安全確保の観点から 11 施策、生産から消費までの未然防止・拡大防止の観点から 21 施策、関係者の相互理解と協力の観点から 10 施策、これらの基盤となる施策として 8 施策を掲げております。

資料 4 に全プランを詳しく書いてございます。各施策については時間の関係から御紹介しませんが、適宜御参照いただければと思います。

これら 50 の基本的プランのうち、特に重点的・優先的に取り組む事項として、11 の戦略的プランをピックアップしまして進行管理事業としております。本日は、こちらの 11 の戦略的プランの概要と今年度の進捗状況について、合わせて御報告いたし

ます。資料4、58ページに戦略的プランの概要を、資料5に平成20年度の進捗状況を載せてございますので、合わせて御覧いただければと思います。プラン11までは各局の対策ですが、まず私から全体を御説明し、補足分を各局から御説明いたします。

まず、プラン1 自主管理認証制度の充実でございます。こちらの制度は、食品関係施設の自主的な衛生管理の取組みを都が指定する審査機関が認証する制度でございます。認証を受けようとする施設は、衛生管理方法を定めたマニュアルを作りまして審査機関に申請します。審査機関では、マニュアルに記載している内容が、都の策定した認証の基準に合っているかどうかを、また実際の衛生管理がマニュアルどおりに行われているかどうかについて確認した上で認証するものでございます。通常、消費者の方は、商品を購入したり飲食店を利用したりする際には、そのお店の衛生管理がどのように行われているかを確認することがなかなかできません。この制度によりまして認証を受けた施設名は、東京都のホームページ上で公表する他に、施設で認証書や認証マークを掲示することで、これまで外から見えにくかった自主管理の取組みを評価することが可能となります。

現在は、集団給食施設を中心に、菓子製造業、仕出し弁当製造施設など、延べ24業種を対象としております。今年度の進捗状況ですが、12月末日現在259施設が認証を取得されております。今後さらにこのような取組みを進めるために、また都民の方の認知度を高めるために、対象をレストランなどの一般飲食店に拡大するための作業を現在行っております。

続いて、戦略的プラン2の生産情報提供食品事業者登録制度についてでございます。この制度は産業労働局が所管しております。現在、消費者にとって、食品の生産や製造に関する情報はなかなか得にくい状況でございます。このため、食品の生産、製造、流通過程の情報提供に取り組む食品事業者とその食品を東京都で登録いたしまして、その事業者が食品に登録マークを付すことによって、都民の方々に商品を選択する際の目安を提供する制度でございます。農産物の例で言えば、いつ種を蒔いたのか、いつどのような農薬を使ったのか、そしていつ収穫されたのか、というような情報を表示にある連絡先に連絡していただければ提供する仕組みとなっております。平成20年度12月末までに、3,738事業者の方に御登録いただいております。

続いて、戦略的プラン3の科学的知見に基づく未然防止の推進でございます。これまでも長年実施しておりますが、魚介類の有機水銀ですとか、食品のPCB汚染調査などを継続的に実施しております。また、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会におきまして、各種の調査研究で得られた情報の評価を行い、都民への普及啓発などの施策に反映しております。

平成20年度の進捗状況ですが、今年度は食肉の生食によるカンピロバクター食中毒が増加傾向にあることから、情報評価委員会に食肉の生食による食中毒専門委員会を専門部会として設置いたしまして、事業者・消費者への効果的な普及啓発について検討しています。参考資料2に設置した際の記者発表資料をお付けしております。現在検討を行っております。検討結果は来年9月を目途にいただく予定です。

続いて、戦略的プラン4の全庁的な危機管理体制の強化でございます。危機管理訓練の実施などについては各局において取り組んでおります。また、先ほど御説明した

資料 2 にもありましたように、緊急時には緊急連絡会議等、各局で情報共有を速やかに行うなどの対応をしております。

今年度においては、先ほど御説明しましたが、10 月の冷凍インゲンの健康被害事例が発生した際に緊急連絡会議を開催して情報を共有化しております。

続いて、戦略的プラン 5 の輸入食品の安全確保についてです。東京都では、輸入食品の専門監視班を設けまして、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組み換え食品、残留抗菌性物質などについて重点的な監視指導を行っております。

平成 20 年度の進捗状況でございますが、検査結果は現在集計中ですが、現在のところ違反は出ておりません。また、本年 10 月に 300 名弱程度の規模で輸入事業者を対象とする講習会を開催しております。

続いて、戦略的プラン 6、農産物の生産段階での指導でございます。こちらは、生産段階の指導ということで産業労働局が実施しております。生産段階で農薬の適正使用などの指導を行うとともに、農林総合研究センターで農薬の検査を実施しています。また、土壌中のドリソ系農薬の残留調査を実施しております。ドリソ系農薬は分解されにくく、キュウリなどのウリ科の作物が吸収しやすいと言われておりますため、このような取組みを行っております。

次に御説明するプラン 7 にも関係いたしますが、流通段階の検査で、今年度は都内産キュウリの違反事例がございました。この際にも、産業労働局と福祉保健局で連携いたしまして、検出された農家の指導、出荷したキュウリの回収を指示するとともに、原因追及のために作物や土壌の調査などを実施しております。

続いて、戦略的プラン 7、農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施するというところでございます。食品衛生法が平成 15 年に改正されまして、使用できる物質をリスト化して、リストにない農薬の使用を禁止する制度が施行されました。そのため、検査すべき農薬の対象が広がっております。そこで、検査機関での体制整備や効果的な検査方法の確立などの取組みを実施しております。

平成 20 年度の進捗状況ですが、先ほど申し上げましたキュウリの違反、それから茨城県産のムカゴから基準値を超える残留農薬を検出しております。ムカゴにつきましても、原因究明と再発防止措置を図るよう、生産地に通報をしております。

続いて、戦略的プラン 8、健康食品対策の推進でございます。健康被害防止の観点から、福祉保健局と景品表示法を所管している生活文化スポーツ局が実施しております。ここで言う健康食品は、健康茶のように食品の形をしているものや薬の形をしたサプリメントのようなものなど、幅広く捉えております。そのため、健康増進法で定めている特定保健用食品などの保健機能食品もありますが、中には医薬品成分を含んでいるものですか、あるいはある特定の成分を濃縮しているために、これまでの伝統的な食経験にはなかったものを取り入れる可能性があり、健康被害の原因となる食品もあるということで戦略的プランとして取組みを実施しているところです。

現在は、流通品の試買調査などを行いまして、成分検査や表示検査を実施しております。また、毎年度、事業者を対象とした講習会を開催しております。さらに、食品安全情報評価委員会に「健康食品」による健康被害事例専門委員会を設置しまして、

健康被害情報について医療機関へ情報提供を行っております。

プラン 9 の適正な食品表示の推進についてでございます。こちらも主に福祉保健局と生活文化スポーツ局で取り組んでいる事業です。食品表示については、様々な法律が関係して、事業者が適正な表示を実施する上で難しい点があるかと思えます。このため、各メーカーで食品表示の核となる人材を育成する観点から講習会を実施しております。

平成 20 年度も 500 人規模の講習会を開催しまして、さらに修了者を対象としたフォローアップ講習会を実施しております。このほか、平成 20 年 8 月に消費生活条例で調理冷凍食品の原料・原産地表示を義務付けいたしました。制度改正前の 8 月に説明会を開催しまして、制度についての周知を図っております。また、生活文化スポーツ局では、消費生活調査員制度というものがございまして、食品表示について、200 名の公募都民の方に店頭調査をお願いしているところでございます。

プラン 10 に関しては、食の安全に関する食育の推進をテーマにしてございます。産業労働局が事務局となりまして、食育推進協議会や食育フェアを実施しております。食育も非常に広い概念ですけれども、食品安全に関する食育ということで、消費者行政を所管する生活文化スポーツ局における各種講座の開催ですとか、中央卸売市場におきまして市場食育応援隊などの事業を実施しております。また、福祉保健局のホームページでもキッズ向けに食中毒を説明したページを開設するなどの取り組みを行っております。

最後に、プラン 11 のリスクコミュニケーションの推進についてです。平成 17 年度には、本審議会でもリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について答申をいただいております。食品が持つリスクについて、事業者、消費者、また行政が必要な情報を共有化し、意見や情報を交換することで食品安全に関しての理解を深めて、リスクの提言や制御を図っていく取り組みでございます。安全・安心という言葉もありますけれども、科学的に安全であることが証明されても、それが安心感になかなかつながっていかないという現状がございます。ですので、リスクコミュニケーションは、行政からの情報提供の方法だけでなく、意見交換会の実施など関係者の信頼関係を築く上で非常に重要なテーマとなっております。

平成 20 年度の取り組みですが、7 月に 300 名規模で福祉保健局モニターアンケートを実施して、食品安全についての御意見をちょうだいしております。参考資料 4 の表紙にアンケート結果の概要を載せてございます。この結果では、食品の安全に関心を持っている方が 97.4% と非常に高い数値になりました。また、東京都が取り組むべきこととして、輸入食品の検査体制の強化、残留農薬の検査体制の強化、食品表示への取り組みを挙げる方が多い結果となりました。そのほか、年に 2 回都民フォーラムということで、都民との意見交換会を実施しております。7 月には残留農薬について、また昨日になりますが、期限切れや自主回収による食品ロスについて実施いたしました。こちら参考資料にその際のプレス資料をおつけしておりますので、御参照ください。

また昨日、東京都商品等安全対策協議会におきまして、窒息事故防止の観点からの報告をいただいております。参考資料 6 に御用意してございますが、この件につきまして生活文化スポーツ局より説明いたします。

【長生活文化スポーツ局生活安全課長】 1月28日に東京都商品等安全対策協議会より私どもに報告をいただいたところです。テーマは、「ベビー用のおやつ」の安全対策についてでございます。

参考資料6内の参考資料1を御覧ください。協議会の概要を書いております。この協議会は、事業者、消費者、学識経験者で構成しておりまして、商品等の安全対策について御検討いただいておりますが、今回は「ベビー用のおやつ」をテーマに取り上げたところでございます。「ベビー用のおやつ」は、大変多種多様な製品がございまして、多くの消費者の方が利用されています。一方で、全国の各センターにはおやつにより窒息したという情報が数件入っており、実際には同様の事故が多数起きている可能性が考えられます。「ベビー用のおやつ」には、ベビーフードと違って製造事業者における規格が設定されていないこともございます。そうした理由からこのテーマを取り上げたわけです。

参考資料6、1枚目の報告の内容について簡単に御説明いたします。まず、インターネットのアンケートを行いました。その結果、95.4%の世帯でベビー用おやつが利用されておりました。センターの相談情報によりますと10年間で数件しかなかったものが、実際にアンケートをとったところ、ヒヤリ・ハットを含めた窒息の経験が5人に1人以上の22%あるいは24%と言う数字になりました。ところが、どこにも相談しない方がほとんどで、この情報が潜在化していることも分かってきました。

現状と課題でございますが、ここでもやはり規格が業界内で統一化されていないこと、それから国が定める「授乳・離乳の支援ガイド」と比較しますと、対象月齢が早い商品がある、注意表示が分からない、そういった課題がありました。

提言内容でございますが、まず商品の注意表示の改善を図るべき、それから安全性に関するガイドラインの策定を検討すべき、さらには、これは国等でございませうけれども、継続的な調査・研究を実施すべき、消費者への普及啓発としては、乳児健康診査時の保護者への普及啓発、あるいは母子健康手帳への反映、そういったものが挙げられてございます。

この報告を受けましての東京都の対応でございますけれども、まず、国、業界団体にそれぞれの提案・要望をしていきたいと考えております。

また、消費者への注意喚起といたしまして、子供の成長には個人差があり、その様子を見ながらおやつを与えることや、あるいは表示をよく読んで食べさせること、さらには窒息した場合の対処方法も理解しておきましょうといったことの注意喚起を行って、リーフレットやホームページにおいて普及啓発したいと考えております。

なお、報告書の概要は参考資料6内の参考資料2にございますので、後ほど御覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

【中村食品監視課長】 以上で説明を終わります。

【黒川会長】 これから現在の推進計画をどのように改定するか御審議いただくわけですが、その前に事務局より、改定の考え方についてという資料を御説明願います。

【中村食品監視課長】 先ほど少し触れました資料6につきまして、追加で説明させていただきます。

左側に、現計画に基づきます11の戦略的プランを示しております。これは現在取

り組んでいる内容でございます。真ん中には、現計画以降の食にまつわる事件・事故ということで、特徴的なものをまとめさせていただきました。食品への毒物混入事件の発生、あるいは想定し得ない事例の発生、例えば本来ならば食品には含まれない工業原料のメラミンを不正に添加する事例や、様々な偽装表示の問題などが、多く報道されたり、事件になっております。その多くが会社内の内部告発が端緒になっていることもあります。これは、公益通報者保護法が 2004 年より施行されまして、それ以降の動きかと思えます。また、想定し得ないというものは、言いかえますと、故意という要素が関与している事件のことです。食品衛生の分野における過失という要素ではなくて、故意という要素でありますので、従来の対応では想定し得ないということでございます。故意とも関連いたしますが、「不正に」という言葉もあります。まさに企業のコンプライアンスが根底から覆るような状況にあるということです。このように、これまでの事件などから色々なキーワードが引っ張り出せると思えます。

ここで、参考資料 7 を御覧ください。事務局で作成しました検討の参考資料でございます。第 1 期計画以降、近年における食品安全に関する事故・事件につきまして、一覧として出してみたものです。簡単に 4 分類にいたしまして、1 つの分類は、健康被害があったもの、分類 2 としては制度の問題、あるいは企業のコンプライアンスに関連する問題、分類 3 としては化学物質など物質に着目した視点から、それからその他ということで、最近ではフードマイレージや食品ロスなどの違う視点からの検討もなされております。分類の要素としては、健康被害の有無や、発生場所が主に国内なのか、海外に由来するものであるのか、あるいはその事件の特性は過失なのか、故意に由来するものか、あるいは発生時期などです。時期がはっきり言えないものにつきましては、近年増加ぎみであるということで、漸増という表現で記載してございます。

分類 1 を見ていただきましても、20 番のほうれん草による 0157 食中毒の発生までは食中毒という概念で捉えられておりますが、21、22 は食物アレルギー、23 におきましては窒息という違う概念に入るのではないかと考えております。

分類 2 は、制度や企業のコンプライアンスに関連する事件・事故です。24 番の J A S 法表示 110 番は、J A S 法違反と考えられるものがあればこちらに電話をとということで、国がこういう体制をとっております。このような体制によりまして、新聞報道を見ましても、J A S 法違反も非常に多く報道されております。41 番からは、法令、制度の問題であります。最近の行政庁内を含めた動きということで、J A S 法の強化が現在叫ばれておりますが、警視庁との連携ということで、現行においては都と農林水産省と警視庁の連携協力体制を組んでおります。本当に悪質な事業者に対しては、J A S 法だけでは十分に対応できない部分もあります。この場合は、警視庁と情報を共有化いたしまして、例えば不正競争防止法という刑法に近い法令によって警視庁で摘発いただいている事例もございます。このように様々な対応がございました。

49 番以降は、B S E に関しての話題が大きくなっております。特に全頭検査について、去年 8 月より補助金が廃止されております。東京都は、現在も従来どおり全頭検査を実施しておりますが、これについても今後の検討が必要と考えております。

続きまして、分類 3、話題となっている様々な化学物質、あるいは新開発食品についてでございます。様々な視点からまとめさせていただいております。例えば、情報

番組における白いんげん豆の健康被害の発生ということで、あるテレビ番組がメジャーの時間帯に白いんげんのダイエット法を報道したのですが、生で食べるという内容になっておりまして、番組放映後、下痢などの苦情が続いたというものです。皆様も御存じの事例だと思いますが、情報の出し方につきましても、色々な段階で問われているということでございます。

分類4のその他には、一括りにしておりますが、色々なものをまとめております。例えば、様々な食品が自主回収で廃棄されておりますが、一方においてもったいないというか、無駄ではないかという指摘も当然あるかと思えます。そうした話題も増えてきております。個々の事件にもそれぞれ深い意味があるとは思いますが、全体の傾向というものも参考にさせていただきまして御審議いただければと考えまして、提出させていただきました。以上でございます。

【黒川会長】 非常に長くボリュームがある説明でございましたけれども、戦略的プランについて、御質問や御意見、御要望がございましたらお願いいたします。

【林委員】 昨年の輸入餃子の事件は、まさに私どもが関連した事件でございます。東京都生協連は事業をしていないのですけれども、やはり日本生協連の一員としまして責任の一端は負うのであろうと考えております。この事件はまだ解決はしていないのですけれども、こうした意図的な混入というか、あるいは事件のようなものについては、今までの食品安全、フードセーフティという考え方だけではなくて、フードディフェンスという言葉があるようですけれども、食品の防御であるとか防衛であるとか、そういう課題が出てきているのだらうと受け止めています。監視を強めたり、あるいは品質の管理を強めるということは行っているのですが、それでも出てくる可能性があるわけです。

そのような食品防御あるいは食品防衛といった課題について、この新しい計画がどのような施策をとるのかということを検討の対象にさせていただいたらいいのかなと思っております。

【中村食品監視課長】 ただ今いただきました御意見につきましても、当然こちらでも検討してまいりたいと思えます。完全に防ぐことは難しいという仮説に立ちますが、2つの考え方がありまして、もし事故が起きた場合には直ちに対応するということが1つ言えると思えます。それからもう一つは、やはり企業のコンプライアンスの向上ということがあります。例えば輸入品であるならば、利用者の方に十分情報提供する、また事業者の方も自分が仕入れている品物に関する情報を十分とって、安全を輸入前の段階で確認してから輸入していただくなど、広い意味でのコンプライアンスの向上、またそれについて行政として東京都がどのような支援をできるかどうか、そういう考え方から今後の施策というものもあるのではないかと考えております。その点につきましても検討していきたいと思っております。

【飛田委員】 冷凍餃子の事件から考えられる新たなリスクということで申し上げますと、あの事件もまだうやむやになってしまっているわけですが、現地での雇用関係が非常に不安定で解雇された人があったという情報も流れてきております。開発輸入や海外での調達ということになりますと心配されることの1つが、できるだけ国内よりも安い人件費で、費用の面の効率化を図ろうという傾向があるように思います。

これが1つの新しいリスクになっている面もあると思います。この冷凍餃子事件は一例でございますけれども、新しい開発輸入等に伴うリスク、社会的リスクと言ったらいいでしょうか。コンプライアンスの問題なども当然ありますが、私たちは色々なものを海外に依存して生きておりますので、これからはそうした部分も検討していただく必要があるのではないかと考えております。

それから、第1期戦略的プランで精力的にいろいろ取り組みいただいておりますことを感謝しておりますけれども、これから先を見ていく場合、戦略的プラン5の輸入食品の安全確保について、商品が回収される過程で気になる部分があります。トレーサビリティがある程度確立されている場合には、ロット中心の回収が行われていると思います。これは資源の無駄遣いを防ぐためにも大変合理的な側面を持つわけですが、ただし、そのような状況を生んだ背景を見逃してはいけないと思います。単にロットの回収ということになりますと、既に消費されている場合には回収率も大変低くなる場合が見受けられます。また、ロット回収だけで対応がいいのかどうか、その後の対応、その会社に、あるいはその分野における背景がないかどうかということも重要な要素ではないかと思っております。特に、放射線照射食品の場合、このところ、一昨年は大豆イソフラボン、昨年はマカの事例が起きておりますが、それらについて回収を試みても、ほとんど消費されているという背景がございます。私たち消費者としては、それでは当該ロット以外のものはどうなのだろうかということ、消費されたことについての問題意識とともに感じております。また、放射線照射につきましては、照射線量がどれぐらいなのかがまだ明らかになっておりませんので、その部分についても検討していただく必要があるのではないかと考えております。

戦略的プラン8でございますが、健康食品についての取組みで取り上げられていないのではないかとやや心配しておりますのは、昨今テレビショッピングなどでもたくさん健康食品が売られております。ネットにつきましては、大学生の方にも協力していただくような調査を実施されているわけですが、テレビショッピングでも健康食品の問題があるかと思っております。BS放送を皆様が大分視聴されるようになった中で、番組を見ますとテレビショッピングが氾濫しております。テレビ番組において、表示による健康被害がないかどうかという視点でも今後取り取り上げていただきたいと思いますと考えております。

戦略的プラン9に関係するのかなと思うのですが、米の事件がありました。これにつきましては、表示の問題もこれからの大きな課題になると思います。農林水産省で表示の監視のあり方などを検討されているようですが、ミニマムアクセス米などの輸入米を含めまして、惣菜や中食、もちろん外食なども含めまして、加工食品全般について、米の原料原産地表示をお取り上げいただきたいと思いますと考えております。

もう1点、戦略的プラン10に関して、東京では「東京水」ということで水についても力を入れているわけですが、昨今、多くの消費者が、スーパーマーケットを始めとした色々なところでROシステムを使った浄水器から水を買って飲んでおります。そこで1つ気になりますことが、RO浄水器の品質の問題もあると思っておりますが、RO浄水器ですとミネラル分がほとんど除去されるということを聞いております。カルシウムを水だけから摂取することはあり得ないわけですが、その水を利用することになりま

すと、消費者としてはデメリットの情報もなければ困ると考えております。食育等の視点にも関わるかとも思いますけれども、水の問題なども別途お取り上げいただきたいと思っております。長くお時間いただきまして失礼いたしました。

【中村食品監視課長】 いただきました御意見につきましては、多様に含まれておりますけれども、個々の回答というよりも、全部お伺いして検討して反映させていきたいと思っております。例えば、原産地表示については、東京都も冷凍食品で現在取り組んでおりますけれども、御存じのとおり、国におかれましては加工食品全般を対象に表示の検討会等があります。そうした動向も踏まえながら対応していきたいと思っております。

また、輸入食品につきましては、都としても、また国も同じですが、直接海外をコントロールすることはできません。やはり、正確な情報を事業者あるいは様々なルートを通じて入手して対応することも重要だと考えております。そうしたものも今後の施策として捉えていきたいと考えております。

【和田委員】 もうお話が出ておりますけれども、1点目は、故意ということからこれは予想しなければならない時代になっているのかもしれないかもしれません。その対応の1つとして、やはり情報をできるだけ早く公開していただきたいということがあります。去年の事例で見ましても、1年前の情報の出し方が遅かったことが後になって分かっております。これは都にだけお願いすることではありませんけれども、消費者として感じていることです。

それから、ベビー用おやつのことを伺いまして、これだけ色々な経験をしている方がありながら、どこにも相談をしていないし、そうすると当然そういう情報が集まっている場がないということだと思っております。私どもは、この中の一部のこんにやくゼリーについては、表示を改めるぐらいでは駄目だということで色々な運動をしましたけれども、これで拝見しますと、決してこんにやくゼリーのようなものだけではなくて、普通におやつとして与えているようなもの、もっと広く考えたら、ご飯粒であれ、パンであれというようなことになると思っております。やはり母親は忙しいですから、おやつを与えた時には目を離してしまうことが多いのではないかと思います。資料にも、目を離していたら死に至ったのではないかなというようなお母さんの意見がありますけれども、非常に貴重な大事な情報だと思います。この情報は東京都だけの問題ではありませんので、広く消費者に渡るように情報を広げていただきたいと思っております。ベビー用もそうですけれども、高齢者についても同様に言えることで、その辺りも含めましてお願いしておきたいと思っております。

もう1点、BSEのことについて、ピッシングの問題が資料の中にありました。東京都の場合、芝浦と場は非常にと畜頭数が多いですよ。幾つの市場でピッシングをやめたという情報が割りと出るのでございますけれども、頭数で考えますと東京が多いものですから気になるところです。OIEの情報で見ましても、ピッシングを止めることが国のレベル分けの条件になっております。その辺りのことが分かりましたら教えていただきたいと思っております。

最後に、調理冷凍食品の原料原産地表示制度につきましては、非常に大変な作業でありながら、よく頑張ってやっていただいたと思っております。今までの例もそうですけれども、東京で実施するという事は非常に影響が大きいものですから、そういう意味

でも、調理冷凍食品の表示制度、それから先ほど飛田委員からお話が出ておりました米の産地表示などについてもお願いしたいと思います。

【大橋中央卸売市場事業部長】 　ただいま芝浦食肉市場のピッシング中止について御質問がありましたので、御説明させていただきます。芝浦食肉市場では、1日430頭の牛をと畜・解体しております。このうち一部につきましては、今年度からピッシングをしないと畜方法を実施しており、今までのと畜方法と変わるために職員の習熟も必要ですので、ずっと継続しております。今後、工事と職員の習熟を含めまして、3月いっぱいピッシングを中止したいと考えております。4月以降は、ピッシングは実施しない予定です。

【中村食品監視課長】 　そのほかの御指摘の点でございますが、まず、情報提供のスピードについて申し上げます。都でいえば、去年の冷凍インゲンの事例では、20時ぐらいに検査結果の情報が入ってきまして、事業者との調整をしながら、夜中の0時半頃、つまり情報を入手してから4時間半という比較的短時間で報道発表を実施しております。ただ、御指摘のとおり、例えば事件が東京都だけが早く発表して済むものではない場合など、行政庁間の連携が時間外でも非常に重要だと感じております。こういうものにつきましては、この審議会で御意見を様々いただければ、できる限り生かしていきたいと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【関川委員】 　食品の事件・事故の情報に関して色々な御意見が出ているので、それについて一言述べます。先ほど出ていました情報への迅速な対応ということは、極めて重要な課題であると思っております。私は外食産業の業界でございますが、そういった意味で傘下の会員に対しても適切な情報を迅速に公表することを奨励しておるところです。

例えば、今朝の新聞を開いたら、新型インフルエンザの都のパフレットが入っていました。また、先ほど局長からお話もありましたけれども、1年前の事故を踏まえてということがあるのでしょうかけれども、NHKのニュースも餃子事件についての特集を組んでいました。食品の安全なり健康に関する情報が適切にタイミングを得て出されており、情報の時期と中身についての重要性を極めて痛感したわけです。

ただ1点、中身についてなのですけれども、テレビの色々な番組で商品を買ったために誇大的な情報を流すという例が先ほども挙げられていました。テレビや報道の影響は、むしろ情報の中身による部分がかなり強いと思います。情報を流すと消費者の方もそれにかかなり左右される。バナナが健康にいいとなるとバナナが店頭から消えるように、極端な情報にかかなり影響を受けるわけです。したがって、例えば食品の安全についても似たようなことがありまして、農薬中毒などで様々な情報が出ますけれども、事故が出たということも迅速に流すのは必要なのですが、それが安全に関してどの程度のものなのかという、その辺りについてもきちんと流していただきたい。それは、行政や研究所など、中立的な機関といいますか、そういったところから出させていただくと信頼性が高まるんですね。事故を起こした事業者が、これはこの程度の安全なものですよとか、この程度危険なものですよと自ら言う、科学的な事実を言っているのかもしれませんが、言い訳にしか聞こえないという面があります。行政も含めた第三者的なところがきちんとした内容のものを出していただければと思っ

ております。

【中村食品監視課長】 我々が情報を出して伝えていただく時に、メディアの媒介が非常に大事になります。メディアの方にどのように情報提供して、どのように理解いただいて、正しく伝えていくかということが極めて重要と考えております。

科学に基づくリスク評価ということですが、都でも当然対応いたしますけれども、全国レベルということで、やはり食品安全委員会にその役割を求めています。彼らも自覚がありまして、餃子事件の際には評価情報の掲載に1日ぐらいかかったのですが、冷凍インゲンの際にはリアルタイムに対応しています。検出された物質の評価について、これぐらいなら健康影響はこうだということは、科学に基づくデータでありまして、中立機関に近いであろう食品安全委員会の機能を期待しており、また、特にそういう要望をしております。東京都のホームページにも食品安全委員会にリンクを張っております。例えば食品安全委員会との連携協力などは、これまで以上に深めていく必要があるのではないかと感じております。今後、審議会でも色々な御意見をいただきたいと思っております。

【黒川会長】 今の話ですが、東京都にも食品安全情報評価委員会がありますね。それと、食品安全委員会との関係はどうなっているのですか。

【中村食品監視課長】 食品安全委員会は、国際的データも含めての評価でありまして、東京都が扱っておりますのは、都が身近に入手できるデータということで、特に直近では、例えば生食用食肉について取り組んでおります。

【新井福祉保健局副参事】 国の食品安全委員会との違いは、まず、食品安全委員会はリスク評価に直接的に関わっている機関です。都の評価委員会は、リスクに関する情報を評価するとともに、生活の中でリスクとの距離感をどんな風にとっていけばいいかなど、安全な生活を送っていただくための情報提供の方法を含めた検討を行っています。現在は、食肉の生食によるカンピロバクター等の食中毒が増加しているという現状もございますので、そういう事実を都民の方にどのように提供して、そうした危険性等について理解していただくかということを実際検討しているという状況でございます。

【奥澤食品医薬品担当部長】 少し補足させていただきます。国の情報評価委員会はリスクそのものの評価をされています。私どもの情報評価委員会は、リスクそのものの評価を目的としているものではなくて、学会も含めて、諸々の流れている情報を収集いたしまして、情報によっては、都民の方に誤解のないように分かりやすくどういう方法で流したらいいか、あるいは、まだ不確定な情報に対して、例えば都の施策の中で少しデータを集めるような調査研究的なものができるのかどうかなど、現場に非常に近いレベルでの対応を目指した機関として設置しているものです。国と似たような名称を使っておりますが、食品安全委員会とは役割が明らかに異なると考えて運用しております。

【黒川会長】 今日が初めての委員もいらっしゃいますので、東京都は食品安全情報評価委員会という活動もしていることを御理解いただけたかと思っております。

【矢野委員】 2点ほど意見を述べさせていただきます。

1つは、戦略的プラン4で事故に対する的確な対応をとということでしたが、昨年

様々ありました事故に対して、情報提供という点で何人かの委員の方からも発言がありました。消費者としては、既に市場に出回っていても食している状況に対して、本当に大丈夫だったのだろうかという不安をいつも抱いております。去年は、国の食品安全委員会からの報告もありましたけれども、新聞等様々な報道においても、生涯通して食べても大丈夫だという数値の情報提供が積極的に行われるようになりました。今回の計画改定に当たっては、改めて、そうした情報提供、特に市場に出回っていて既に食していることについての安全性評価を、単に数値で大丈夫ですよということではなくて、分かりやすく何度も何度も提供できるような強化策を是非検討していただきたいと思っております。

もう1つ、情報提供に関してですが、最近様々な情報を得ている中で、先ほども例に挙げましたが、バナナがよく効くと言えばバナナが不足してしまうような、割と短絡的な消費者行動に走る傾向にあります。こんにやくゼリーに関して、こんにやくゼリーの本質的な論議がされない中で、一方ではもちろん不安を訴える運動もありますし、もう一方では反対している人に対して反対する運動を巻き起こす、特にインターネットを通じての世論作りが結構行われるようになっていきます。ちょっと外れてしまいますけれども、薬事法が改正されますが、インターネット上で販売ができなくなる可能性があるということで、有名な検索サイトなどが中心となって、かなり一面的な情報だけで署名活動を行ったりしている状況があります。そうしたことを考えますと、消費者が的確な判断をするための、賢い消費者を育てるための計画を情報提供の中に盛り込んで検討されるべきではないかと思えます。今後もますますインターネットを活用した情報提供が行われる中で、本質的な論議がされないままに短絡的に消費者行動に移らないように、情報を分かりやすく伝える、そして判断力を育てるような情報を提供するという観点で計画の中に盛り込んでいただければと思います。

【中村食品監視課長】 例えば、安全性評価については、ADIや濃度などを使って説明しているのですが、それでは非常に難しい表現になります。インゲンや餃子で報道発表をしたのですが、0.1ppmと0.1ppbでは、両方とも「0.1検出された」という表現になって同じように受け取られてしまいます。まず消費者の方に伝える前に、メディアの方に伝えること自体にもその難しさを感じております。ですから、どのように伝えるかということですが、こちらとしては本当に分かりやすく伝えているつもりなのですが、繰り返し何度も何度も伝えるということで努力しています。また、どのように伝えればより分かりやすいかということを消費者の立場からお伝えいただければ、その御意見を生かしていきたいと思っております。食育という言葉もありますが、どのようなものが食品安全に関して必要なのか、是非御審議いただければと思っております。

【奥田委員】 意見というよりも個人的感想に近いのですが、参考資料7の4番にメラミン混入事件が挙げられていますが、肉に対してもメラミンが混入されていたという事件がありました。67番ではないかと思うのですが、1つの疑問は、牛乳にメラミンが混入された時に、肉に対しても想定ができたのかどうかということです。

もう1つは、牛乳に混入された際の色々な記事を見ますと、中国の畜産農家は、もちろん水増しをしていることは悪いとは思っているのだけれども、メラミンを混入す

ること自体が悪い、健康被害につながるとは思っていなかったのではないかと思います。先ほど、海外を直接コントロールできないとか、想定外のことというふうに中村さんが言っていました、その国を理解することがまず必要ではないかと思います。餃子の時にも申し上げたのですけれども、本当に故意にやったのか、国の事情そのものが元々混入する状況にあるということを私たちが理解できていないということがあるのではないかと、そういう疑問が払拭できないのです。ですから、そうした観点からも情報収集はやっていただきたいと思います。

【加名生委員】 私もニュースなどを見て、中国の農家の人達は、これをやると虫が付かなくていっぱい獲れるよ、というような情報で、詳しいことは知らずに農薬なども使っているのではないかと思います。私自身は、冷凍食品はほとんど使っていないので自分についての心配はなかったのですけれども、中国の事情というのとはとても難しいと思います。今度のメラミンの事件でも、メラミンを入れると牛乳のたんぱく質が増えてみえるから自分の取り分が増える、ということの方が大きくて、メラミンが体内でどんな影響を与えるかということを彼らは知らなかったと思います。

餃子の事件も、全部は解決されていませんよね。濃度が濃い場合でも、知識がない場合は、何倍かに薄めて使うものを間違えて、例えば1,000倍で使うものを10倍ぐらいで使ったとかということも考えられると思います。

【中村食品監視課長】 餃子の事件につきましては、非常に高濃度でありましたので、一般的な殺虫剤の濃度でないということと言えます。背景として、農薬を気軽に使うという習慣があるのかどうかを含めて、事件の結果解明を待ちたいと思います。時間の問題かとも期待しております。

メラミンの件ですが、善悪を考えないとするなら、経済効果という意味では、メラミンを入れるメリットがあるのは牛乳や餌です。たんぱく値が上がったように見せかけられるんですね。肉から出てきた例では、一般的に肉にメラミンを混ぜるのは難しく、今のところ餌由来だと言われております。そのように理解して対応しております。

【加名生委員】 ベビーフードの話ですけれども、子供を育てた経験から、若いお母さん方は、子供1人1人に個人差があるということ意外と知らない感じがします。隣の子供はこうでも、自分の子供は、今これだけの歯があってこういう状態だからこれを食べさせればいい、というような認識に欠けるような気がします。保健所などにもお願いしたいのですけれども、自分の子供をよく見て、その子に合った育て方、食事をさせてくださいというような教育が必要だと思います。お年寄りについてももちろんそうです。こんにゃくゼリーについて、私はとても好きなので、禁止になったのはとても悲しかったです。食べさせていけないと書いてあるのに、どうして食べさせるのだらうと思います。刻んで食べさせるなど、違う方法があると思います。製造販売した業者を気の毒に思ったのが感想です。そういったことを含めて、例えば、賞味期限内であっても本当は冷蔵しなくてはいけないものをかんかん照りに1時間でも置いたら状態は変わりますよね。いくら賞味期限内であっても食べる前に自分で判断するとか、変な味がしたら食べないとか、そういうような消費者教育から始めていかないといけないと思います。

【中村食品監視課長】 東京都でも、様々な情報提供のなかで、一律のパンフレッ

トではなくて、例えば子供を持ったお母さん方へといった対象別のパンフレットも作っています。情報とそれを求める対象の区分が細分化されてきているように思います。どのような情報をどのような層に出せばより分かりやすいのかということも、今後様々な御意見をいただければ参考にしてみたいと思います。

【飛田委員】 参考資料7のその他の問題について触れさせていただきたいと思います。インゲンにしる、餃子にしる、メラミンにしる、我が国が自給率が低いことに由来する問題でして、他の国のお世話になっているということが残念ながら背景にあるのではないかと思います。東京都の場合、都民の食べる野菜の68万人分は何とか東京都内の生産で提供できると聞きました。今持てる農業者の力を限りなく引き出せるような制度、例えば、国産品やできれば都内の地場産品を生かして提供して下さるようなところのラベリング制度などがあってもいいのではないかと消費者として願っております。こちらの審議会で検討すべきことではないかもしれませんが、GAPについても東京の規範を作って色々と取り組んでいる過程にあると思います。生産現場で行っている安全性を高めるための努力を、できるだけそれを生かしながら、食品そのものの安全性に結びつけるような体制に持って行っていただければありがたいと思います。

フードマイレージについては、消費者が意識して消費していくためにも表示が欲しいと願っております。東京都で率先して対策を講じていただければありがたいと思います。また、コンビニエンスストアなどでは、最近、消費者の要望に応じてお刺身を置くなど、取り扱う品目が変わるケースが多くあります。そのような時に、食品衛生について経験ある人が従事していればよいのですが、アルバイトの人も多いですので、新しい取扱品目についても目配りをしていただきたいと思います。

鹿の駆除についても、今まで日本では食用としてあまり一般的ではなかったものが食用化されるとなると、新たな食品衛生の問題が起こってくる可能性もあります。そのあたりの普及啓発や関係者への御指導をお願いしたいと思います。マイ箸やドギーバッグについても、環境に対する気持ちから参加する消費者の方が増えてくるのではないかと思います。やはり、食中毒の問題などが心配されますので、そのあたりも普及啓発や事業者への指導、消費者への教育などをお願いできればと思います。

もう1点、資料には挙がっていないのですが、先日、食品安全委員会から体細胞クローン牛の安全性評価が出ました。第1世代は病気や死亡が多いものですから、率直に言って、食用に適するのかがどうかとなると食べ物として考えたくないような感想を持っています。第2世代ならば大丈夫なのかもしれませんが、私たちは肉食民族ではなくて多様な食品を食べる民族ですから、安易にどんどん推進しようというのはどうかと思います。東京都でも色々研究していただいて、慎重にお考えいただけたらありがたいと思います。

【大川産業労働局食料安全室長】 増山委員の前でおこがましいのですが、東京の農業ということで応援をいただいたと思っております。大変ありがたいと思っております。カロリーベースでいきますと東京の自給率は1%なのですが、野菜につきましては、若干落ちてはいますけれども、6、7%という自給率です。都民の方へ野菜を供給するという面では、引き続き大きな役割があると思っております。

東京だけでなく国内の農業生産については、やはり消費者の方の身近で、安全でなおかつ安心という面で大いに期待もされておりますし、役割も果たしていかなければいけないと考えております。どういう形で地産地消といったようなことを食品安全推進計画の中に盛り込むかというのは考えていかなければならないと思いますけれども、私どもとしては大いにありがたい話でございますので、事務局として何らかの検討をしていきたいと考えております。

【中村食品監視課長】 たくさんの意見をいただきましたけれども、これらの問題については科学的評価もありますし、またそれをどのようにお伝えするか、そして消費者の立場からの理解という観点もあるかと思えます。その辺りにつきましては、また継続しての審議会で御意見をいただきたいと思えます。

【中谷内委員】 今ごろになって言うのも何ですけれども、まだ議題がよく分かりません。これは、今度、食品安全推進計画を改定するので、どういう考え方で改定するのかを議論してくださいということでもいいのですよね。それについて思ったのは、まず、一番川下の消費者側から見て、消費者にとっての食品安全が脅かされるパターンみたいなものを仕分けして、その仕分けに応じた対応を考える。そのうち、もう既に前回の計画でできている分はいいですし、時代が移り変わって手薄だなという部分はそこを分厚くしていく。例えば、先ほどおっしゃったように、これまでは主にフードセーフティということで考えていたけれども、テロ対策とかディフェンスという面を考えなければいけない。その部分は前回手薄だったから入れる。あるいは、情報提供についても、中立で正確でというのがありましたけれども、これも脅かされ方によりけりです。例えばADI程度のことでしたら、より正確にリスク評価をして分かりやすく伝えるということも大事なのですけれども、急性毒性で人が死ぬかもしれないという時には、ゆったりとリスク評価をしている暇はないわけで、拙速であってもとにかく食べるなということが大事かもしれない。そういう風に仕分けをした上で、すでに作った施策は生かす形で足りない部分は補うという方針がどうであろうかと思ったのですけれども、そういう主旨の議題ではないのですか。

【中村食品監視課長】 そのとおりでございます。科学技術は進展しており、急激に進んでいる分析法などもあります。今委員から御指摘がありましたように、例えば、情報をどのように入手して色々な段階の方に伝えていくかというようなところなどは、またこの5年間でも随分変わってくるのではないかと思います。その辺りも御審議の1つのターゲットとしていただければと思います。検討方法としましては、委員の今のお話のような方向で考えていきたいと思っております。

【黒川会長】 それでは、たくさんの御意見、コメントをいただきましたので、これを踏まえて今後の審議を進めたいと思えます。それでは議事を進めますが、次にこの審議会の今後のスケジュールを説明願います。

【中村食品監視課長】 今後のスケジュールにつきまして、資料7を用いまして御説明いたしたいと存じます。本計画につきましては、今年12月頃までに策定したいと考えております。このため、本年10月頃を目途に答申をいただければと存じます。また、これに先立ちまして、6月に審議会の中間報告を取りまとめていただきまして、都民、事業者の方から様々な御意見をちょうだいできればと考えております。

これが全体のスケジュールでございますが、諮問事項に関します検討方法につきましては、1点御提案させていただきます。食品安全審議会規則第6条に基づきまして、審議会は必要に応じ部会を置くことができることになっております。本審議会の下に部会を設置いたしまして、推進計画の考え方について具体的な検討をお願いしたいと存じます。部会委員の構成でございますが、本審議会同様、学識経験者、都民代表の方、食品関係事業者代表の方と、それぞれの立場の委員の方々に御参加いただければと思います。よろしくお願いたします。

【黒川会長】 今御説明がありましたように、6月中に中間報告、10月に答申をまとめる、そのために部会を設置して進めたいということですが、よろしゅうございますか。これは、皆様の御賛同を得て進めたいと思うのですが。特に御異議ないようでございます。

【中村食品監視課長】 部会設置につきまして御了解をいただきまして、ありがとうございます。それでは、部会の委員についてでございます。こちらにつきましては、審議会規則で審議会会長が指名することとなっております。黒川会長に人選をお願いし、できるだけ早い時期に1回目の部会を開催したいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

【黒川会長】 丸山副会長と御相談の上決めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【中村食品監視課長】 それでは、部会委員が決まりましたら、事務局から皆様方に書面にて報告させていただくようにいたします。

【黒川会長】 それでは、その他でございますが、何かありますか。

【中村食品監視課長】 それでは、参考資料8の御説明をいたします。先日23日にプレス公表した資料でございます。平成21年度の東京都食品衛生監視指導計画の案を策定いたしまして、現在都民の方にパブリックコメントを募集しております。これは、来年4月から1年間の東京都の食品衛生行政の大略を示したものでありまして、この内容につきまして様々な御意見をいただきまして、それを反映いたしまして計画を策定するということでございます。

以下の別紙1に計画の概要等が記載してございますが、本文につきましては、東京都のホームページ等で御覧いただけます。

様々なものに対応しているのですが、平成21年度の重点事項として、こちらの審議会でも話題になっておりました輸入食品対策、食品表示対策、そして食中毒対策、を重点事項として取り組むべき事項として掲げてございます。これは1年度計画でございます。この計画が、東京都が実際に具体化している施策でございます。計画が色々ございますが、今日御審議いただいております推進計画は、その根幹になるものでございます。推進計画が具現化したものの1つとして御覧いただき、また具体的には来年度の東京都の行政の方策について、御意見いただければと思ひまして、参考に御紹介させていただきました。

【黒川会長】 参考資料8のことで、何か御意見、御質問などはありますか。

【中村食品監視課長】 御意見がもしあれば、また後日でもお寄せいただければ大変ありがたいと思ひます。

【黒川会長】 それでは、お蔭様で予定されていた議事はこれで終了いたしました。事務局お願いします。

【中村食品監視課長】 黒川会長、議事進行ありがとうございました。部会の開催の予定でございますが、第1回目の部会は3月下旬を目途に開催したいと思っております。委員の選任方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の審議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日は皆様お忙しいところありがとうございました。

午前11時51分閉会